

平成 28 年 10 月 12 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長
前田 哲宏
(コード番号 6839 東証第一部)
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室
(T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン課税訴訟の控訴に関するお知らせ

当社は、大阪国税局長より当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断による更正処分を不服として、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起しておりました。これに関する東京地方裁判所の判決が平成 28 年 9 月 28 日になされ、当社の請求を棄却する判決がなされました。これについて慎重に検討した結果、当社は判決内容に承服できないことから、本日、東京高等裁判所に控訴いたしました。

記

1. 今後の対応

東京地方裁判所の判決において、当社の主張を容認しなかったことは承服しがたいものでありますので、東京高等裁判所においても引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以 上